

買受人についての資格とその他要件

買受人についての資格

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。また、(1)から(4)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。
- (2) 青森市インターネット公売ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。
- (4) 暴力団員等に該当する方。(※不動産公売の場合のみ)
※暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない方をいいます。
- (5) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

その他要件

- (1) 公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者等」という)は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- (2) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- (3) 公売保証金の納付は、物件ごとに指定しますので確認してください。
- (4) 一度行った入札は、変更又は取り消しできません。
- (5) 見積価格以上の入札者のうち、最高価格で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI 官公庁オークションのログイン ID に紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- (6) 最高価額での入札者が複数あるときは、その方々のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で最高価申込者を決定します。
- (7) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金の納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは公売決定を取り消します。
- (8) 公売財産の取得期間は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
- (9) 公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿になります。
- (10) 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および青森市には担保責任は生じません。
- (11) 見積価額、最高価申込価額及び売却価額には消費税等が含まれております。このため、落札価額をもって売却決定金額とします。
- (12) 公売公告の内容は、KSI官公庁オークションで閲覧することができます。
- (13) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (14) 入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、青森市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。